

居宅介護等【重要事項説明書】

1、事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 若竹福祉会
代表者役職・氏名	理事長 徳永 路哉
法人本部所在地	京都府八幡市男山金振14番地1
電話番号	075-982-8000
FAX	075-982-8899

2、事業所の概要

(1) 事業所の名称・サービス提供地域

事業所名	ホームヘルプステーションやまぼと
所在地	京都府八幡市男山金振24番地1
サービスを提供する地域	八幡市及び枚方市樟葉、船橋、東山、高野道

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務の内容
管理者	介護福祉士	1名		・業務の総括
サービス提供責任者	介護福祉士 等	3名 以上		・相談 ・ヘルパーの派遣調整 ・関係者との連携 等
従業者	訪問介護員 等	5名以上 (常勤換算2.5名 以上)		・日常生活の把握 ・適切な支援、介助

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8時00分～午後7時30分

3. サービス内容

(1) 身体介護に関する内容

- ①食事の介助
- ②入浴の介助
- ③衣類着脱の介助
- ④排泄の介助
- ⑤清拭、洗髪の介助
- ⑥その他必要な身体の介護 等

(2) 家事援助に関する内容

- ①買い物の支援
- ②調理の支援
- ③掃除、整理整頓の支援
- ④洗濯、衣服の補修の支援
- ⑤その他必要な家事 等

(3) 通院等外出介護に関する内容

- ①通院等の外出の介護
- ②その他外出に必要な介護

4. 利用料金

八幡市は甲地であり、単位の単価は 10.36 円です。

(1) 基本料金

居宅介護サービス費

基本部分			注			
			重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算
居宅における身体介護	30分未満	255 単位	1時間未満 (185 単位)	×200 /100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100	特定事業所加算(Ⅱ) +10/100
	30分以上 1時間未満	402 単位				
	1時間以上 1時間30分未満	584 単位				
	1時間30分以上 2時間未満	666 単位				
	2時間以上 2時間30分未満	750 単位				
	2時間30分以上 3時間未満	833 単位				
通院等介助 (身体介護を伴う場合)	3時間以上	916 単位に30分を増すごとに+83 単位	1時間30分以上 2時間未満 (367 単位)	×90/100	深夜の場合 +50/100	
家事援助	30分未満	105 単位	2時間以上 2時間30分未満 (458 単位)			
	30分以上 45分未満	152 単位				
	45分以上 1時間未満	196 単位				
	1時間以上 1時間15分未満	238 単位				
	1時間15分以上 1時間30分未満	274 単位				
	1時間30分以上	309 単位に15分を増すごとに+35 単位				
通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	30分未満	105 単位	※3時間以上 (635 単位に30分を増すごとに+86 単位)			
	30分以上 1時間未満	196 単位				
	1時間以上 1時間30分未満	274 単位				
	1時間30分以上	343 単位に30分を増すごとに+69 単位				
通院等乗降介助		101 単位				
初回加算		1月につき 200 単位を加算				
緊急時対応加算 (月2回を限度)		1回につき 100 単位を加算				

重度訪問介護サービス費

基本部分		注				
		重度障害者等の場合	障害程度区分6に該当する者の場合	2人の重度訪問介護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業者加算
1時間未満	185 単位				夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 + 50/100	特定事業所加算(Ⅱ) + 10 / 100
1時間以上1時間30分未満	275 単位					
1時間30分以上2時間未満	367 単位					
2時間以上2時間30分未満	458 単位					
2時間30分以上3時間未満	550 単位					
3時間以上3時間30分未満	640 単位					
3時間30分以上4時間未満	732 単位					
4時間以上8時間未満 817 単位に30分を増すごとに+85 単位						
8時間以上12時間未満 1497 単位に30分を増すごとに+85 単位						
12時間以上16時間未満 2172 単位に30分を増すごとに+80 単位						
16時間以上20時間未満 2818 単位に30分を増すごとに+86 単位						
20時間以上24時間未満 3500 単位に30分を増すごとに+80 単位						
移動介護加算	1時間未満	100 単位を加算				
	1時間以上 1時間30分未満	125 単位を加算				
	1時間30分以上 2時間未満	150 単位を加算				
	2時間以上 2時間30分未満	175 単位を加算				
	2時間30分以上 3時間未満	200 単位を加算				
	3時間以上	250 単位を加算				
	初回加算	1月につき200 単位を加算				

(2) キャンセル料

以下の時間までに、ホームヘルプステーションやまばとに通知することなくサービスの中止を申し出た際には、一律1,000円のキャンセル料がかかります。

- ① サービス提供開始予定時間が午前の場合、前日の午後 7 時 30 分まで
 - ② サービス提供開始予定時間が午後の場合、当日の午前 8 時 30 分まで
- 尚、キャンセル受付時間は午前 8 時から午後 7 時 30 分とします。

(3) 支払方法

支払方法は、お届けする銀行口座から自動振替します。

① ゆうちょ銀行

利用料金は、利用者又はその家族の定めた口座から翌月 26 日（休みの場合は翌日）に請求金額を自動振替します。

② 銀行や信用金庫等

利用料金は、利用者又はその家族の定めた口座から翌月 27 日（休みの場合は翌日）に請求金額を自動振替します。

(4) その他

利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者の負担となります。又、外出支援等にかかる交通費も同様です。

5、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等にも連絡をいたします。

6、事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急連絡先（ご家族等）、市町村に連絡を行います。

7、個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

※ 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については障がいサービス提供以外の目的では、原則的に使用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

8、虐待の防止のための措置

事業所は、障害者等の人権の擁護、虐待等防止のため、次の措置を講じます。

① 虐待を防止するため従事者に対する研修の実施。

② 利用者およびその家族の苦情処理体制の整備。

③ その他虐待防止に必要な措置。

(2) サービス提供中虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村に通報します。

9、ハラスメント対策

事業所は利用者及びその家族からハラスメントがあった場合迅速かつ適正に対応します。

① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。

② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。暴言。誹謗中傷。

③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為。

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる

このような行為があった場合、関係機関へ連絡、相談の上契約を解除する場合があります。

10、業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護・重度訪問介護の

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

①従業者に対すし、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

1 1、サービス内容に関する苦情

(1) 当ステーション相談苦情

担当 鹿田 佳那 / 責任者 中村 文

電話 075-982-8000 F A X 075-982-8899 対応時間 8:30~17:30

(2) 八幡市役所 障がい福祉課 075-983-1111 対応時間 8:30~17:00

主治医	主治医氏名		
	連絡先		
緊急連絡先	①	氏名	
		住所	
		電話番号	
	②	氏名	
		住所	
		電話番号	

1 2、提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施状況の有無 有り

実施した直近の年月日 令和元年5月23日

実施した評価機関の名称 きょうと介護保険にかかわる会

評価結果の開示状況 京都介護・福祉サービス第三者評価 (<https://kyoto-hyoka.jp>)
ホームページにて

令和 年 月 日

居宅介護等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面を交付の上、重要事項の説明を行いました。

事業者

<所在地> 京都府八幡市男山金振24番地1

<名称> (福) ホームヘルプステーションやまぼと

<代表者> 管理者 中村 文 (印)

<説明者> (福) ホームヘルプステーションやまぼと
氏名 (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護等についての重要事項の説明を受けその内容に同意の上、本書を受領しました。

利用者

<住所>

<氏名> (印)

(代理人)

<住所>

<氏名> (印)